

## 1. 計画の趣旨

国においては、国民の心豊かな生活や活力ある社会の実現のためには、文化芸術<sup>\*</sup>を振興することが極めて重要であるとし、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定されました。平成14年にはこの法律に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定され、市町村においても、文化芸術の推進に関する計画を定めることが求められるようになりました。平成29年には、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取込んだ「文化芸術基本法」に改正されており、市町村の文化芸術の推進に関する計画についても、他分野との連携が求められています。

本市の文化芸術活動については、広く文化芸術を鑑賞・創造し、又はこれに参加することで、その課題は、個人・団体による自立した活動やその機会の充実、次世代の文化芸術を担う人材育成、また、文化芸術の有効な活用、情報発信等が挙げられます。

加えて、人口減少、地方創生に向けた取組において、文化芸術活動が地域や人々の活力の源となり、人づくり・まちづくりを推進していく上で果たす役割は大きいものがあります。また、ICT<sup>\*</sup>技術の革新や、IoT<sup>\*</sup>の普及、AI<sup>\*</sup>の台頭等により、労働・生産活動が自動化、効率化される将来も遠くなく、これからは文化芸術活動がさらに重要になるのではないかという言説も出てきています。

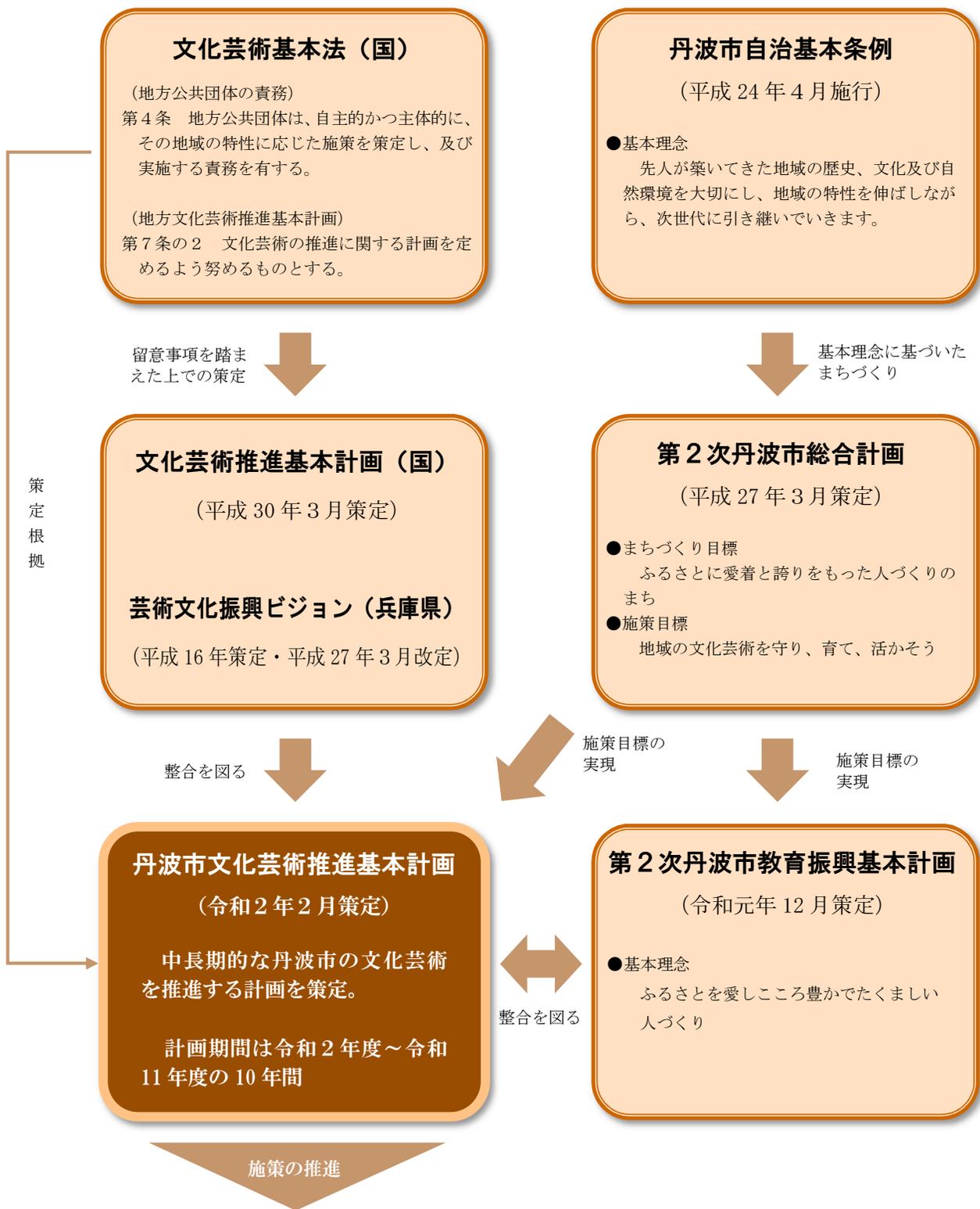
これらのことから、「第2次丹波市総合計画（基本計画）」の施策目標である「地域の文化芸術を守り、育て、活かそう」の目標をさらに明確にするため、文化芸術推進審議会（以下、「審議会」という。）を設置し、文化芸術の推進に関する具体的戦略をもった中長期的な方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の4点に基づいた計画として策定します。

- (1) 本市における文化芸術の将来像（目標の明確化）を確立し、また、策定後10年間（令和2年度～令和11年度）の基本的な方向性を示します。
- (2) 次世代の文化芸術を担う人材や市民の文化芸術に対する関心を高め、心豊かな人材を育てる計画とします。
- (3) 国や県の施策と整合性を持たせ、「第2次丹波市総合計画」等の既存の関連計画との整合及び本市の実情に即した計画とします。
- (4) 人口減少時代において、文化芸術活動が地域の活力の源となり、人づくり・まちづくりのきっかけとなるような計画とします。

○ 本計画の位置づけ



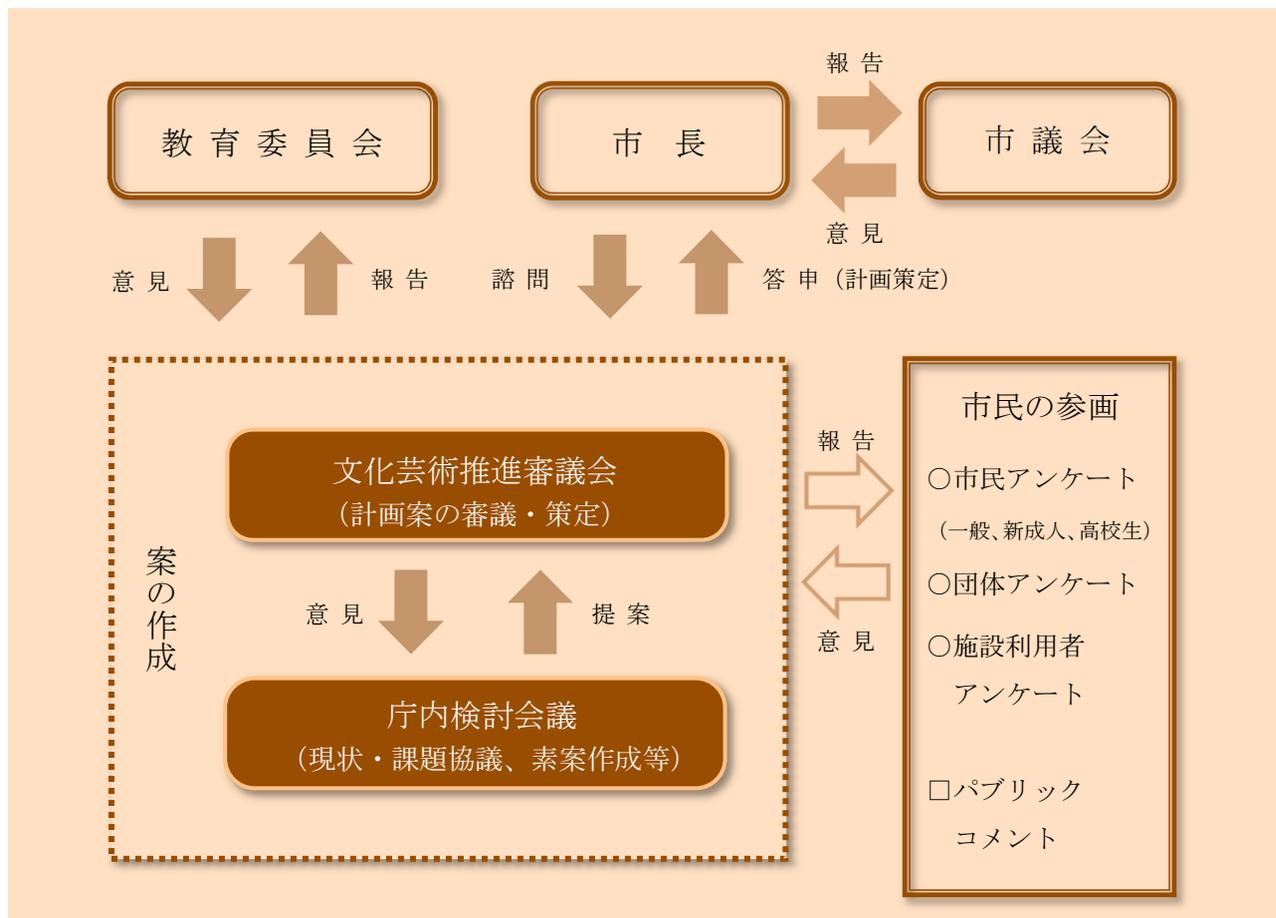
丹波市の10年後の将来像

### 3. 計画策定の体制

#### (1) 策定体制

本計画は、必要な調査・審議等を行い策定します。

#### ○ 本計画の策定体制図



※庁内検討会議は、企画総務部（総合政策課）、産業経済部（観光課）、教育部（学校教育課、子育て支援課、文化財課、植野記念美術館、中央図書館）、まちづくり部（市民活動課、文化・スポーツ課）で構成する。

#### (2) 各組織の役割

名称	役割
文化芸術推進審議会	文化芸術推進審議会は、市長の諮問に応じて必要な調査及び審議等を行い、本計画（案）を策定し、市長に答申を行う。
教育委員会	教育委員会は、市長へ答申を行う前に本計画（案）に対し意見を付す。
庁内検討会議	庁内検討会議は、必要な調査及び研究を行い、本計画の素案を作成し、審議会に提案する。

## 4. 計画期間

本計画は、「2. 計画の位置づけ（1）」で示した通り、令和2年度から10年間の計画とします。  
 なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や計画の進捗により、必要に応じて見直すものとします。

### ○ 本計画と関連計画の計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
丹波市自治基本条例（平成24年度～）											
丹波市総合計画											
第2次前期計画		第2次後期計画（～令和6年度、5年間）					次期計画				
丹波市教育振興基本計画											
第1次後期計画		第2次計画（～令和6年度、5年間）					次期計画				
丹波市文化芸術推進基本計画											
計画策定（2年）		第1次計画（本計画：令和2年度～令和11年度、10年間）									

## 5. 対象となる文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、原則として「文化芸術基本法（第8条～第14条）」に規定されているものを対象とし、本市の実情に即したものとします。

### ○ 本計画の対象となる文化芸術の範囲

分野	範囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【参考】文化芸術基本法 第2条第10項

文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。